

【1984年5月15日】雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院社会労働委員会

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院社会労働委員会

昭和五九年五月一五日

政府は、雇用保険制度の維持及び適正な運用を図るため、次の事項について努力をすべきである。

- 一 一定年延長・雇用延長の促進等高年齢者を中心とした失業の防止並びに早期再就職の促進及び雇用就業機会の増大等雇用就業対策の充実、強化に努めること。
- 二 給付制限制度については、職業選択の自由に十分配慮しつつ、雇用保険法の趣旨を踏まえ、運用基準の見直しを行うこと。特に、離職理由に基づく給付制限制度の運用基準については、労働者の生活の実態、経済社会の変化を考慮して見直しを行うこと。
- 三 不正受給の防止対策の強化拡充を図るとともに、納付命令制度について、その趣旨、目的に沿った運用が図られるよう運用基準の見直しを行うこと。
- 四 雇用保険制度の適切な運営に努めることにより財政の確立を図り、今後、安易に保険料率の引上げを行わないよう努めること。また、必要な国庫負担額を確保するよう努めること。
- 五 雇用保険制度の運営状況及びその問題点を中央職業安定審議会に適宜報告すること。
- 六 婦人労働者の就労機会を確保し、併せてその失業を防止するため、パートタイム労働者対策の充実、育児休業制度の充実等に努めること。
- 七 五人未満事業所等の未適用労働者及び一般労働者と同様の状態にあるパートタイム労働者の加入促進に努めること。
- 八 マイクロエレクトロニクスを中心とする技術革新の進展に対応して、雇用の安定、職業能力の開発向上、労働安全衛生の確保、労働時間の短縮等が図られるよう対策の充実強化に努めること。
- 九 公共職業安定所における職業紹介機能及び体制の充実強化を図るとともに、就職情報紙等の増加に伴う諸問題に対応するため必要な指導を強めること。
- 十 失業者の再就職の促進のために、最近の経済社会の変化に応じた職業能力の再開発について検討を行い、職業訓練等の整備充実を図ること。
- 十一 船員保険失業部門についても、前記の事項の趣旨に沿って、雇用対策の充実等制

度の維持及び適切な運用を図るよう努めること。

十二 船員の置かれている深刻な雇用情勢にかんがみ、失業予防等雇用安定対策の一層の充実強化を図ること。

十三 国際的な漁業規制による船員の雇用失業情勢の悪化に伴い、船員保険非適用の漁船船員について、その実態を考慮し、適用拡大の検討も含め特段の配慮を払うこと。